

# 協働のまちづくり指針【改定版】

平成27年12月

室 蘭 市

# 目 次

## 第1章 協働の理念

- 1．指針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2．協働のまちづくりを進める背景・・・・・・・・・・・・ 1
- 3．協働の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4．協働の基本原則と形態・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5．協働に期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第2章 これまでの実績と課題

- 1．これまでの協働の実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2．協働の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第3章 協働の推進に向けて

- 1．基本的な考え方～3つの柱～・・・・・・・・・・・・ 12
- 2．私たちの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3．本市の今後の取り組み～5つの方針～・・・・・・・・ 16

## 資料

- 室蘭市市民協働推進委員会の会議経過・・・・・・・・ 18
- 室蘭市市民協働推進委員会 名簿・・・・・・・・・・・・ 19

## はじめに

本市では、平成18年3月に「協働のまちづくり指針（以下：指針）」を策定し、民間による公共施設の運営、住みよい地域を作るための町内会活動、まちを活性化しようという市民活動団体による事業など、市民の力を発揮したさまざまな取り組みを通じて、市民参画による協働のまちづくりを推進してきました。

協働のまちづくりには、私たち一人ひとりが、変化していく社会情勢や市民ニーズ（需要）を的確に反映させた共通の目標を持って、継続的な取り組みを行うことが必要です。

そのため、旧指針の考えをもとに、これまでの取り組みから見えてきた課題を整理し、その課題に対する本市の今後の取り組みを明示すると共に、新たな協働のかたちや視点も取り入れ、指針の改定を行います。

今後とも市民全員の力でより良いまちづくりを推進していきましょう。

---

## 第1章 協働の理念

---

### 1. 指針の位置づけ

この指針は、室蘭市が進める「協働のまちづくり」について、このまちに暮らす全員（市民・行政・関係機関・団体など）が共通認識をもち、共に住みよいまちにしていくために、それぞれの立場や役割の中で、協働の理念を共有し、取り組みを行う上でのよりどころとなるものとして策定しました。

協働の取り組みの具体的な内容や計画については、市民・行政・関係機関・団体などが、それぞれの意見やアイデアを出し合うことにより形作られます。

また、第5次室蘭市総合計画におけるまちづくりの目標である、「住民みんながまちづくりの主役、市民活動の活発なまち」及び「地域の課題は地域で解決する地域コミュニティ」の個別計画として位置付けられています。

市の協働の取り組み計画や推進状況、実績については、定期的に公表していきます。

なお、指針は時代の変革や必要に応じて、概ね5年ごとに内容の見直しの必要性について検討を行っていきます。

### 2. 協働のまちづくりを進める背景

#### （1）協働が求められる要因

全国的に協働によるまちづくりが重要視されている背景には、次のような要因が挙げられます。

### 助け合いの精神の希薄化

かつて日本の地域社会には、困った時に人が力を貸し合い、足りないところを補い合う「助け合い」の精神がありましたが、戦後、荒廃した国土を立て直すため、国や地方自治体は、都市基盤や福祉、教育などの環境整備に力を入れて復興を図り、その結果、行政依存の傾向が強まり、それまでの市民同士の互助精神が次第に薄れてきました。

また、近年では核家族・単身世帯の増加による家族構成や生活環境の変化により、社会への関心が希薄化傾向にあります。

### 市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、情報化、少子高齢化、環境問題等、社会環境が大きく変化するにつれて、市民ニーズの高度化や多様化が進み、公共の担い手が、行政だけでは対応できなくなってきました。

### 地方分権（<sub>1</sub>）の進展

地方分権により、市町村の権限が拡大しており、地域の特性を生かした個性豊かなまちをつくるためには、地域を知り、地域に愛着を持つ市民の力が欠かせないため、市民の意見やアイデアを尊重し、市民と行政が協力してまちづくりを進めることが大切になってきています。

### 市民意識の高まり

NPO（<sub>2</sub>）やボランティアなどが、多くの分野でまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まる中、自分たちのまちは自分たちで住みよくしようという地域の自発的な動きが見られます。

注 <sub>1</sub> 地方分権：国の財政や権限を地方自治体に移譲し、地方の自立性を認めるしくみ  
<sub>2</sub> NPO：非営利団体

## （2）自助・共助・公助について

私たちが生活をする中で起こる問題や課題は、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちで解決することが基本です。

しかし、すべての問題を自分（自分たち）で解決することが困難な場合や、効率が悪いこともあります。

個人であれば、身内や近隣の方々の協力、地域の困りごとであれば町内会などの地域団体に解決できる場合もあります。

さらに大きな問題や広範囲に及ぶ場合には、行政が対応する必要があります。

地域や社会で生活する中で何らかの課題や困りごとがあっても、それを解決するために「誰が」どのように行うかという主体の区分が「自助・共助・公助」の基本的な考え方です。

～自助・共助・公助のイメージ～

	自助		共助		公助	
	協働の範囲					
	市民 個人	市民主導	協力・連携		行政主導	行政単独
内容		市民が主体的に実施し、行政が支援・協力	行政との協力・連携		市民の意見を反映	行政が独自に行う
協働の形態 ( <sub>3</sub> )	補助・後援		共催	協定	委託	計画策定への参画
具体例	町内会への各種補助 福祉・スポーツへの補助 イベントや事業への後援		地域の避難訓練 室蘭市男女共生セミナーの開催	災害時協定 まち「ピカ」パートナー 4	民間団体への業務委託	パブリックコメント <sub>5</sub> まちづくり協議会 <sub>6</sub> 各種審議会などの委員

注 <sub>3</sub> 協働の形態：7ページで詳しく説明

<sub>4</sub> まち「ピカ」パートナー：公共の場所の清掃美化活動を行うボランティア

<sub>5</sub> パブリックコメント：市の計画などへの意見を募集し、意見を考慮して意思決定を行う手続き

<sub>6</sub> まちづくり協議会：市が実施する事業の企画構想段階において、ワークショップ（グループでの意見交換）により市民意見を求める方法

### (3) 拡大する公共へのニーズとこれからの協働の領域

これまで本市は、市民と行政による協働のまちづくりを進めてきましたが、地域課題や市民ニーズは、社会の変遷と共に多種多様化し、求められる「公共サービス（<sub>7</sub>）」の範囲が拡大しています。

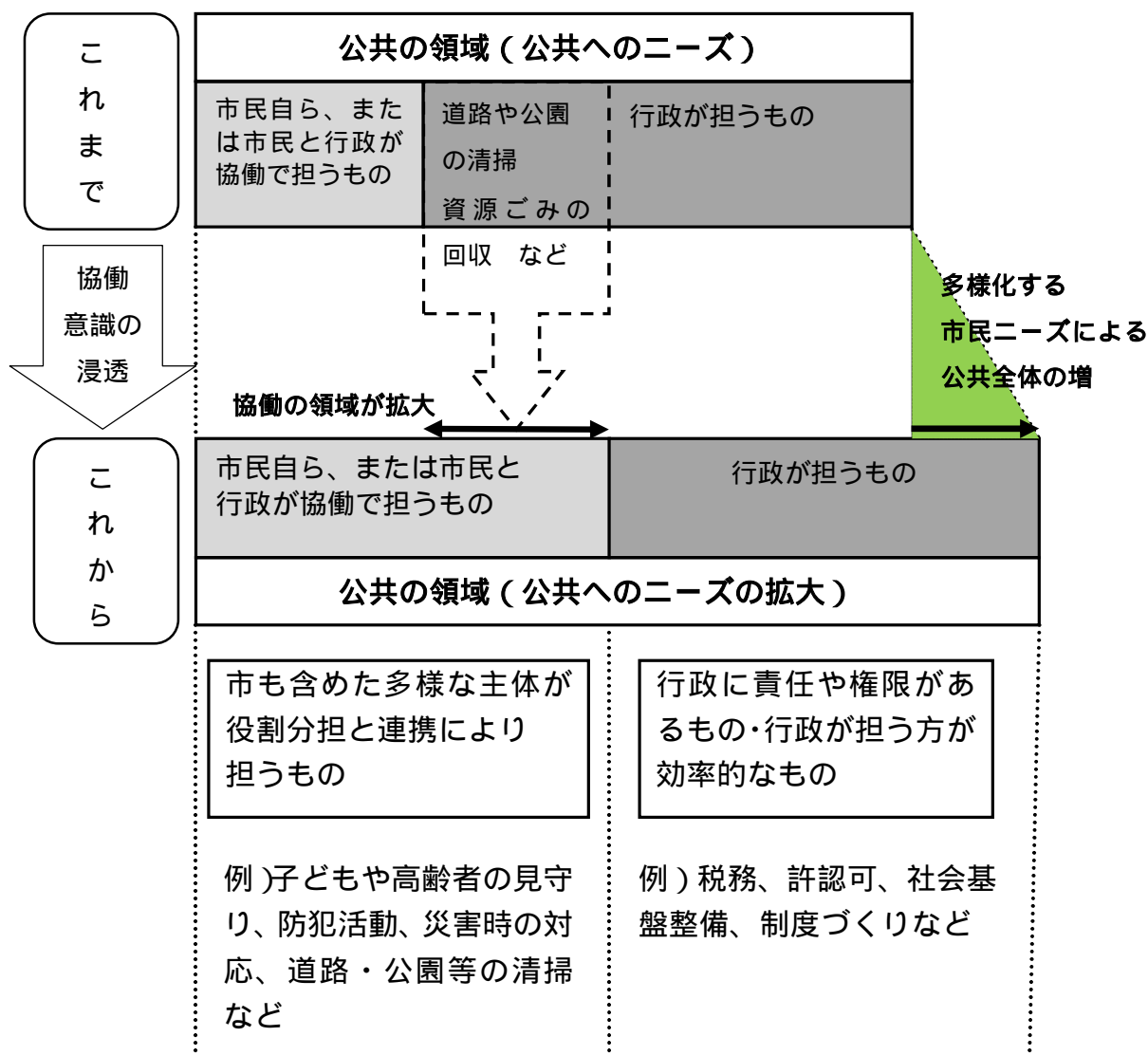
戦後の高度成長期には、行政主導で様々なサービスを行う方が効率の良い面もあり、公共サービスは行政が提供するという固定観念があった側面もありますが、今後、ますます地方分権が進む中で、多様化する社会のニーズに対応するためには、市民が自発的に、また主体的にまちづくりを進めるという「住民自治」の原点に立ち返り、市民だけでは対応できない部分を行政が補う、また、行政側も事業実施にあたっては市民意見を把握し反映する姿勢が大切です。

近年は、これまでは行政が行うべきと考えられてきた分野にも市民の参画が増えてきました。地域課題の解決や、きめ細やかで行き届いた公共サービスのためには、市民も行政も、相互の持っている知恵や技術、経験、情報などを十分に生かして、福祉、教育、環境、生涯学習、防災等、幅広い分野で、共に汗を流し働くという「協働」が重要です。

地域への愛着と自発的な取り組みにより、住みよいまちづくりを行うために、市民全体で公共を支えるまちづくりが求められています。

**注** 公共サービス：この指針においては、町内会・自治会などの地域コミュニティ（地域社会共同体）、NPO など各種市民活動団体、大学、企業等も含んだ、ここに住む人、働く人、集う人、すべての人たちが、日常生活や社会生活を円滑に送るために必要とされるもので、必要に応じて提供される事務事業や活動などを指します

～市民と行政との協働領域～



### 3 . 協働の定義

#### (1) 協働とは

「協働」とは、広義には「同じ目的のために対等の立場で協力して働くこと」と定義されますが、この指針では、住みよいまちづくりやまちの活性化などを行政だけではなく、私たち市民も積極的に参画して行っていくという考えが基本となっています。

わがまち室蘭を、安心して住み続けることのできる魅力あふれるまちにするために、市民も行政も、ここに住み、働き、集う人全員が協力してまちづくりを進めていくこと、これが「協働」であり私たちはその定義を、次のように定めます。

#### ~ 協働とは ~

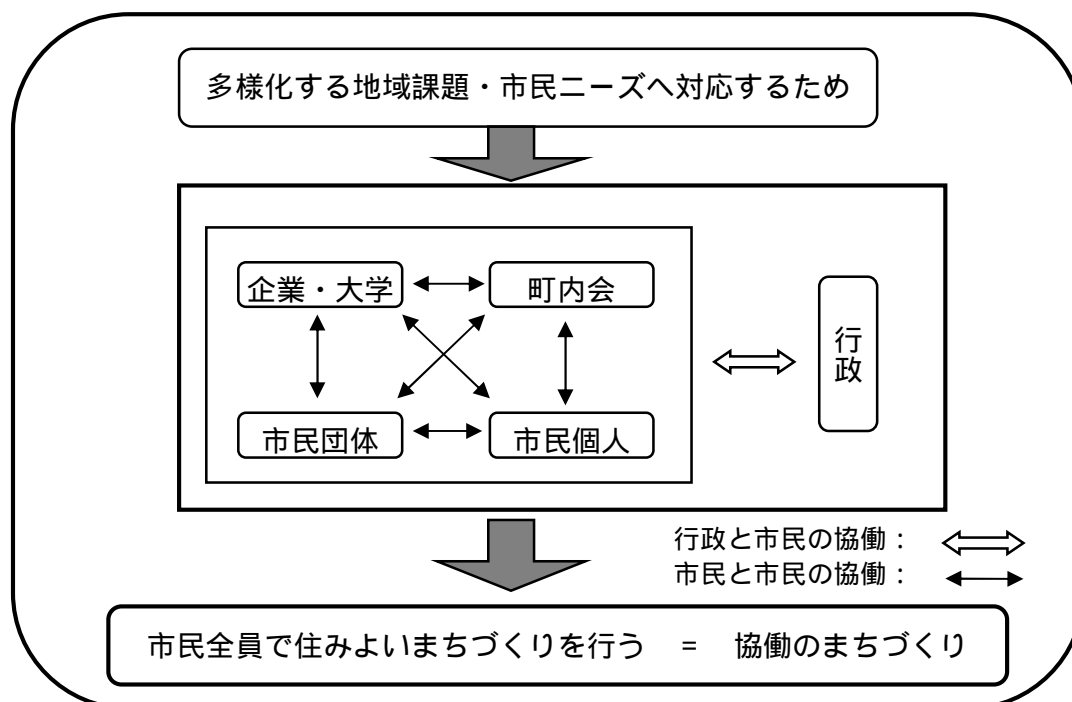
地域や社会の課題解決に向け必要な  
公共サービスを市民全員で支えるために  
市民や行政がお互いの特性や能力を  
生かしながら連携、協力して住みやすい  
まちづくりに向け取り組んでいくことです。

#### (2) 協働の主体

協働の取り組みを進めるのは、私たち市民ですが、この指針でいう「市民」とは、市民個人ばかりでなく、町内会・自治会などの地域コミュニティ、NPO など各種市民活動団体、大学、企業等も含んだ、ここに住む人、働く人、集う人、すべての人たちを指します。

各主体	定 義
市民（市民個人）	室蘭で暮らす、働く、学ぶ、集うなど、本市に関係する全ての個人
町内会・自治会	町内会・自治会などの地縁による団体
市民活動団体（NPO）	NPO法人、ボランティア団体、その他市内で活動する市民活動団体など
大学等	大学、専門学校、研究機関など
企業・団体	企業、事業所、商店街振興組合など
行政	市などの行政機関

## ～協働のまちづくりのイメージ～



## 4. 協働の基本原則と形態

### (1) 協働の基本原則

協働を進めていくためには、共通のルール（原則）を定め、それぞれの主体の共通認識と相互理解の基に連携することが重要です。

この原則での「対等」とは、全ての権利が平等という意味ではなく、各主体の考え方は平等に尊重されるということであると共に、その主体が持つ能力や資源に応じた役割や責任も併せ持つことです。

原則の種類	内 容
目的共有の原則	何のために協働するのかという目的を共有する。
相互理解の原則	お互いの目的や特性を理解して協力し合う。
自主・自立の原則	自立してそれぞれの力を発揮し合うと共に、相互の自主性を尊重する。
対等の原則	上下の関係がなく対等な関係にあって相互に補完し合う。
役割分担の原則	それぞれの特性が発揮できるように、果たすべき役割や責務を明確にする。
情報公開、情報共有の原則	積極的に情報を公開すると共に情報の共有化に努める。
評価の原則	相互に取り組みを評価し、次の取り組みに反映させる。



## (2) 協働の形態

協働と一口に言っても、事業を行なう主体と、協力するほかの主体との間では、次のような様々な形態があります。事業の内容に応じて、最も効果的な形態で、協働を実施することが望めます。

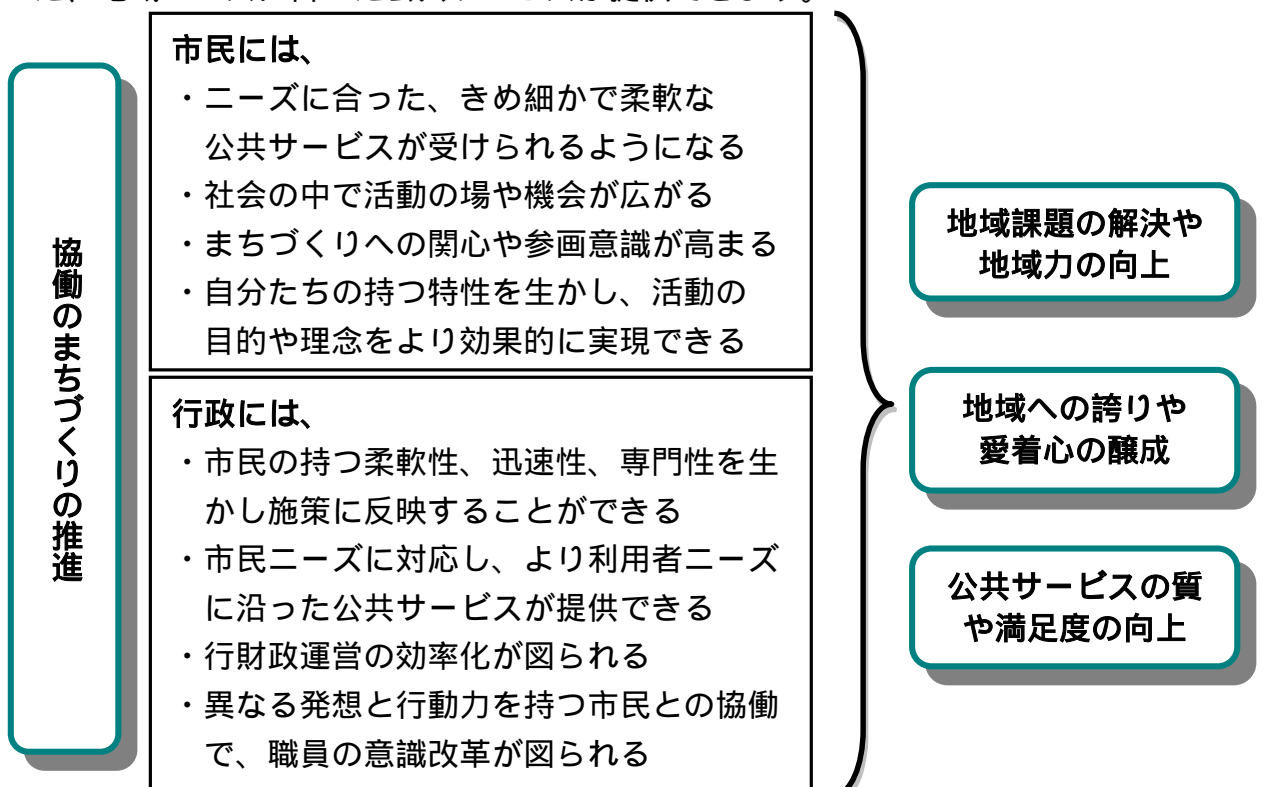
協働の形態		実施方法（市と市民の場合）	具体例
市民主導	補助	市民と市との共通の目的を達成するため、市民が実施する事業に対し、市が資金を支援する形態。補助する、補助を受けるという立場の違いから、対等性を失いやすいので注意が必要。	町内会・自治会への各種補助金、福祉・スポーツへの補助金、市民活動への「まちづくり活動支援補助金」
	後援	市民の実施する事業に対して、市が趣旨に賛同し、後援者として名を連ねる外部的な支援の形態。財政的な支援はないが、社会的信頼性が保てることから、事業を効果的に実施できる。	市民の実施するさまざまなイベントや事業のポスター・チラシ等への記載
協力・連携	共催	市民と市が共に主催者となって共同で一つの事業を行なう形態。それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容の充実が図られる。	防災訓練の実施、室蘭市男女共生セミナーの開催、室蘭市男女平等参画プラザ祭の開催
	事業協力・協定	市民と市が、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を実施する形態。 一般的には事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書等を締結し、継続的に協力することで、協働の意識の啓発や醸成につながる。	自主防災組織の結成、行政パートナー制度を活用した事業、花と緑のサークル都市づくり事業、客船等寄港事業、ビオトープ・イタンキ管理協定、災害時協定
	情報提供・情報交換	市民と市が、それぞれ持っている情報の提供や、意見交換などを行い情報の共有を図る形態。 情報収集が効果的に行なわれる。	市民活動団体やまち「ピカ」パートナーの情報交換会

	実行委員会 協議会	市民と市が構成員となり新たな組織をつくり主催者となって事業を実施する形態。 それぞれの専門性を生かすことができるため単独主催よりも内容の充実が図られるが、企画段階からの十分な協議や情報共有、経費負担、役割分担を明確にしておく必要がある。	港まつり・スワンフェスタ・さかなの港町同窓会等の実行委員会、リサイクル協働市民協議会、みなとオアシス室蘭運営協議会
行政主導	委 託	市が担っている事業の一部または全部を市民に委託し委託者の専門性や柔軟性、先駆性などを生かして、より効果的な取り組みとする形態。	室蘭市社会福祉協議会、室蘭市体育協会等への事業委託
	企画立案・ 計画策定への参画	市の事業や計画に市民の専門的な知識や経験、情報等を反映させるため、審議会や委員会に参加して意見や提案をもらう形態。	計画等のパブリックコメントへの意見提出、まちづくり協議会への参加、市の各種審議会委員

## 5 . 協働に期待される効果

### 市民と行政への効果

市民相互、または市民と行政の協働により地域課題の解決等に取り組むことで、住民自らがまちを良くしようという自治意識と共に、地域への誇りや愛着が生まれ、また、地域ニーズに合った公共サービスが提供できます。



## 第2章 これまでの実績と課題

### 1. これまでの協働の実績

本市は、平成15年度～平成18年度の協働改革プランに基づき協働の取り組みを開始し、まち「ピカ」パートナー事業やまちづくり活動支援補助金制度などに着手した後、市民と行政が理念の共有化を図るため、平成18年3月に協働のまちづくり指針を策定しました。

その後、平成19年度～平成21年度の自治体改革プランに基づき、パブリックコメントの制度化などの取り組みを実施しました。

プラン終了後も、en（えん）とーく（<sup>8</sup>）による市長が直接市民意見を聴く取り組みやまちづくり協議会による市民が行政に参画できる仕組み作りを実施しています。

#### (1) 市の計画・制度・事業等の経緯

平成15年	4月	協働改革プラン（H15～18行政改革中期実施計画）において民間能力の活用推進、公共サービスの範囲と負担の見直し実施、政策・事業決定への市民の参加を推進
平成15年	7月	協働担当部署の設置（企画課内）
平成16年	6月	まち「ピカ」パートナー事業の開始
平成17年	4月	まちづくり活動支援補助金制度（ <sup>9</sup> ）の創設 行政パートナー制度（ <sup>10</sup> ）の制度化 （まかせて、まごころ、まち「ピカ」）
平成18年	3月	協働のまちづくり指針の策定
平成18年	6月	市民活動センターの設置
平成19年	4月	自治体改革プラン（H19～H21行政改革後期実施計画）において、協働社会の形成に向け、市民力の支援と連携、地域力の向上を図る取り組みを実施
平成19年	7月	市民活動推進課の新設（H24地域生活課に統合）
平成21年	10月	パブリックコメントの制度化
平成23年	6月	en（えん）とーく開始
平成25年	4月	まちづくり協議会の制度化

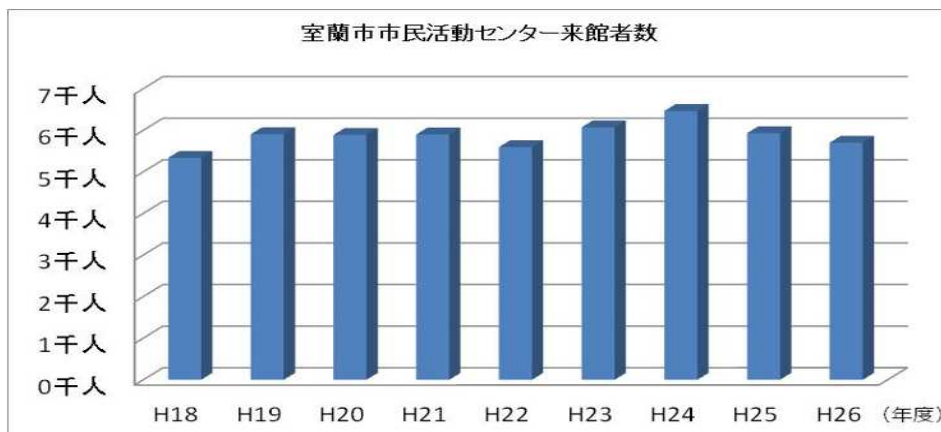
注 <sup>8</sup> en（えん）とーく：市長が市民のところへ出向いて意見交換を行う方法

<sup>9</sup> まちづくり活動支援補助金制度：地域の活性化や課題解決を目的に取り組む市民の自主的なまちづくり事業を対象とした支援制度

<sup>10</sup> 行政パートナー制度：市民が自らの持つ知識や経験などを生かして、自発的に市の事業やイベントに参加・協力し、業務を担う制度

## 主な取り組みの実績

### ・市民活動センター



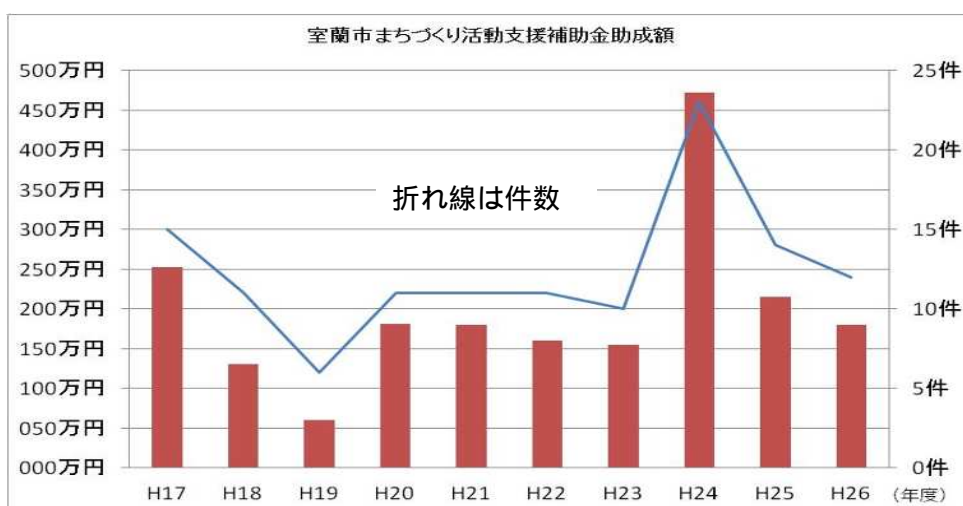
開設以来  
毎年約 5,000  
人以上が利用

### ・まち「ピカ」パートナー



平成 26 年度末約  
7,300 人が登録  
(市民の約 12 人  
に 1 人が登録して  
いることに)

### ・まちづくり活動支援補助金



平成 20 年度以  
降毎年 10 件以  
上の申請。平成  
24 年度は、地  
域 e n (えん) づ  
くり事業創設  
と市制施行 90  
年・開港 140  
年記念の年

- ・まかせてパートナー 2 団体 12 名 (市の仕事の一部を自発的に担う有償ボランティア)
- ・まごころパートナー 13 事業 211 名 (市の仕事に自発的に協力する無償ボランティア)
- ・パブリックコメント 平成 21 年度～平成 26 年度 21 事業
- ・e n (えん) とーク 平成 23 年度～平成 26 年度 46 回 940 名

- ・まちづくり協議会 平成 23 年度～平成 26 年度（平成 23・24 年度は試行実施）
  - ・ワークショップ参加 4 件 189 名
    - 道の駅みたら室蘭魅力アップトーク・高砂公園リニューアル事業（試行実施）
    - 複合公共施設・子育て応援ワークショップ
  - ・人材育成研修参加 3 回 80 名
    - ファシリテーター（ワークショップの進行役）の育成研修会

## （２）これまでの取り組みの成果

本市が取り組みを開始してから、市民の協働に対する意識が徐々に高まり、これまでにさまざまな取り組みが実施されています。

市民個人...まちピカパートナーへの登録、まちづくり協議会のワークショップへの参加など、積極的にまちの環境美化への貢献や市政へ参加する人の増加。

地域...子どもを見守る防犯活動、高齢者・子育てサロンの開設、自主防災組織の結成など地域課題の解決に向けた取り組みの増加。

市民活動...イベントの企画実施、図書館輪西分室の夜間開館運営、港の文学館や市民美術館の事業参画など公共サービスを担う団体の結成。

室蘭工業大学...公開講座、講演会、コンサートなどの開催により、市民に生涯学習の場を提供するほか、地域連携や地域貢献を行う。

雪かきなどのボランティア活動、イベントの企画や協力、商店街や市の協働事業への協力など、学生のまちづくりへの参加の活発化。

企業...美化活動、公園遊具の整備などの社会貢献、町内会への会場場所の提供、イベントへの重機などの貸し出しのほか、協賛金による協力。

市...市の事業計画や審議会の会議録をホームページに掲載、市の施策について地域での説明会開催など積極的な情報の発信・提供、協働事業への市民参加機会の拡充、各主体の活動への支援。

## ２．協働の課題

このように協働の取り組みは活発化していますが、市民活動団体・町内会・行政パートナーへのアンケート、市の取り組みの現状などから次のような課題が見えています。

市民個人...地域活動やボランティア活動への参加経験はあるが、まちへの関心や協働意識を持つことが浸透していない。

町内会・自治会などの地域コミュニティ...会員の高齢化や役員の成り手不足、会費収入の減少などに伴い、これまでどおりの事業が行えない。活動拠点となる町内会館の老朽化や維持費の負担に苦慮している。

地域課題の解決に向けた取り組みの意識は浸透しているが、さらに地域力を高めるための協議のあり方について検討が必要。

NPOなど市民活動団体...活動経費の不足、会員の高齢化、会員の不足などの他、相互の情報不足や他団体との連携。

大学等...地域や市民活動に対する学内での学生への情報発信や地域との関わり方。

企業...個人個人の社会貢献意識を高めること、市民活動団体の実施するイベントなどへの協力、社会貢献に対する評価の手法。

行政...地域や市民活動への助成金の充実、団体などの連携を促進するコーディネート(調整)機能、行政パートナー制度の有償・無償のあり方、協働事業の提案、組織の縦割的な手続き、職員の協働意識や地域・市民活動への参加、市や市全体の協働についての検証・評価など。

---

## 第3章 協働の推進に向けて

---

### 1. 基本的な考え方 ~ 3つの柱 ~

国では、平成26年の「骨太の方針」において、地域や社会の課題解決に向けた「共助社会づくり」の推進を掲げており、「全員参加」による「共助の精神」によって支えあうことで活力ある社会づくりを目指すとしています。

本市では、協働の取り組みを開始後10年が経過し、市民のまちづくり意識の浸透や市民による協働事業の増加と共に、取り組みにおける課題への対応や今後への展開が求められています。

これまで、それぞれの主体が協働の取り組みを進めてきましたが、地域や市民活動における会員の高齢化・人材不足等の課題を解決し、また、新たな協働事業を展開するためには、各主体を結びつけるコーディネート機能やネットワーク(市民や団体のつながり)の充実を図ることが重要です。

また、市民個人自ら取り組むという課題意識を高め、協働への理解を深めるために、情報発信・共有方法の工夫や場所づくりが重要です。

協働事業の新たな提案を増やすなどさらに協働を進めるためには参加機会の充実や事業提案の仕組みづくりを検討し、市全体及び市の協働の取り組みについて考え、検証することが重要です。

今後、市全体で協働の取り組みを進めるために、次の3つを基本の柱とします。

### 3つの柱

#### 1 理念の共有

～みんなで考えよう～

協働の理念を市民が共有し、相互理解と思いやりにより住み続けたいと思えるまちの姿を描きましょう。そして、自分ができることや周りとの協力してできることを考えましょう。

#### 2 行動・取り組み

～みんなで行動しよう～

共通の認識のもとに、まずは、私たち市民が自ら共に行動しましょう。協働の理念や取り組みを周りに広げることで、更に住みよいまちづくりは進んでいきます。

#### 3 評価・検証・改善

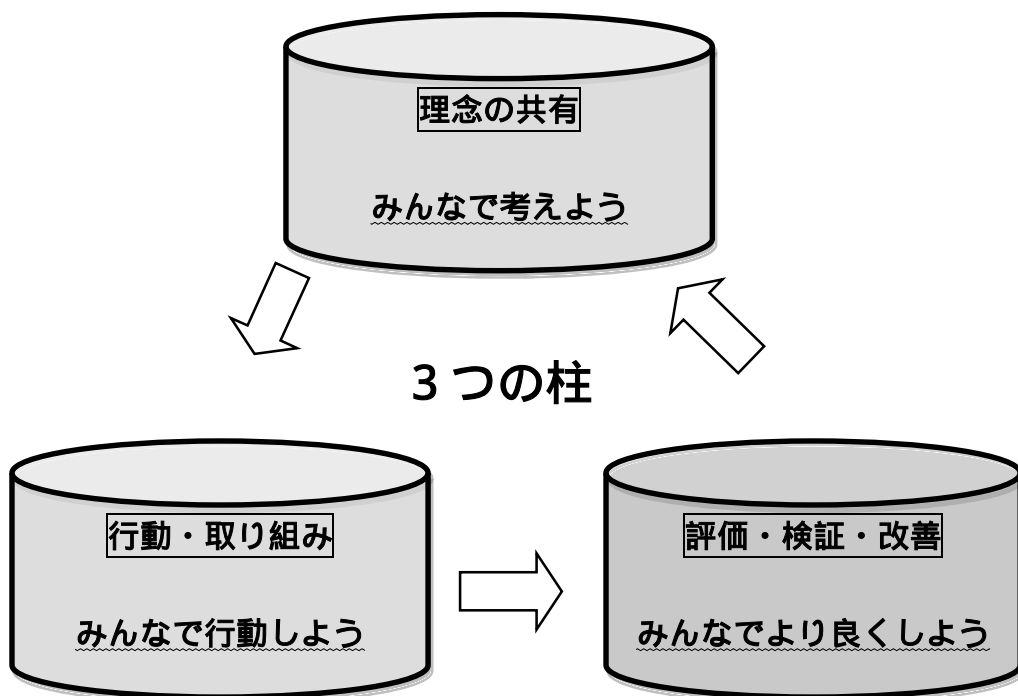
～みんなでより良くしよう～

これまでの取り組み内容や手法などを振り返ると共に、社会情勢の変化や新たな考え方も取り入れ、固定観念に捉われず常に最善を目指し改善する姿勢も重要です。

協働の理念や取り組み、制度等については、みんなで考え、発言し、市民全員でより良いまちにしていきたいと思います。

#### ～全員参加のまちづくり～

市役所は、市民によるまちづくりの事務局です  
まちづくりの主体は、私たち市民一人ひとりです



## 2 . 私たちの役割

それぞれの持つ特性を生かした役割を認識し、これまで取り組んできたことをさらに充実させるため、私たちは次の取り組みを進めることが大切です。

### 市民（個人）の役割

協働意識を持ち行動することが、住みよいまちづくりにつながっていきます。

#### 情報の収集

新聞、広報紙や様々な学習機会を通じて、まちの情報を自ら積極的に収集すること。

#### 市政への参加機会の活用

市の主要な計画等に市民の意見を反映させるため、市が行うパブリックコメントやワークショップへ積極的に参加すること。

#### 地域活動への参加

一人ひとりが、地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動に積極的に参加すること。

#### 市民活動・社会貢献活動への参加

自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かすこと。

### 町内会・自治会など地域コミュニティの役割

地域で協働を進めることは、住んでいる人々自身が、安心安全な住みよいまちで生活することにつながります。

少子高齢化や人間関係の希薄化などから起こる課題に対応し、助け合っていくためには、市民の一番身近な生活の場に係る町内会・自治会の組織が重要な役割を担っています。

#### 交流・連携の促進

世代間交流を行う場づくりや行事の開催などにより住民同士の交流を図り、信頼関係を築くこと。

会員の減少や役員の高齢化、成り手不足などの課題がある中で、町内会への加入促進、近隣町内会や他団体との連携などにより、町内会組織の存続や活動の充実を図ること。

#### 地域の課題解決

住民が安心して暮らせる地域づくりのために、住民自らが考え、行動し、さまざまな地域課題を解決していくこと。



## NPOなど市民活動団体の役割

社会の中で団体の持つ情報や知識を生かすことが、活動の拡大につながります。

### 専門的知識や情報の活用

特定の目的達成のためにつくられた団体で、様々な分野の活動があるため、行政では取り組みが難しいと思われる課題に対しても、柔軟に対応することができる。

持っている専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することで、公共サービスの提供や地域活動への協力など幅広い活動を目指すこと。

### 活動の場の提供

自らの活動情報を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供すること。

## 大学等の役割

地域や企業、行政などとの連携は、生活に根差し実践力のある学生を育てることにつながります。

### 生涯学習の場の提供

地域に開かれた大学等として、公開講座や講演会などで市民に生涯学習の場を提供すること。

### 企業や行政、市民団体等との連携

地域活性化のために、企業や行政、また市民活動団体等と連携して、その専門的知識や技術を幅広くまちづくりに生かすこと。

### まちづくりへの学生の参加

地域イベントやボランティア活動などへの学生の参加を推進し、まちづくりを担う人材を育成するしくみを作ること。

## 企業の役割

企業の社会的責任（CSR<sup>11</sup>）の考えによる取り組みを推進することは、企業の社会的信用を高めることにもつながります。

### まちづくりへの参加

企業も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくこと。

### 社会貢献活動と環境づくり

社会貢献活動を進めると共に、ボランティア休暇の整備など、従業員が活動しやすい環境を整備すること。

### 地域活動・市民活動への支援

町内会等の地域活動や市民活動団体の活動に対して、資金的支援や人的な支援のほか、持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援すること。

注 11 CSR：企業が利益の追求だけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすること

## 行政の役割

協働により市民ニーズに沿った効果的な公共サービスの提供につながります。

### 市民ニーズの把握と施策への反映

市民からの意見や改善提案を柔軟に受け止める姿勢や、所管の縦割などの弊害を除き、市民ニーズを的確に把握し施策に反映させることや仕組みづくり。

### 協働の推進のための環境の整備

市民自身による活動を推進するため、制度や補助金等による支援のほか、協働の啓発や情報提供などにより、自発的な取り組みを応援すること。

### 職員個人としての取り組みの促進

職員個人の意識啓発や市民活動等への参加促進を行うこと。

## 3. 本市の今後の取り組み～5つの方針～

本市では、これまでも行政の役割としていろいろな取り組みを行ってきましたが、さらに市民が主体となった協働が進められるよう、次の5つの方針により取り組みを進めます。

### 1 情報の提供・共有

地域・市民活動、まちの動きを的確にキャッチし、広報紙や報道機関の活用等により情報の提供・共有を図ります。

市の事業計画や進捗状況などの情報提供に際しては、広報紙やホームページ、報道機関の活用の他に、説明会や懇談会を開催し、市民との話し合いの場を設定していきます。

具体的な取り組みの例

えん（えん）とーく、まちづくり出前講座（<sup>12</sup>）の開催

ICT（情報通信技術）を活用した情報共有システムの構築

注 <sup>12</sup> まちづくり出前講座：市民の希望に応じ、市が実施する事業などについて、市職員が出向いて説明を行うこと

### 2 活動環境の整備

地域・市民活動を促進するため必要な支援を行っていきます。

団体の高齢化や人材不足等の課題に対応し、また、協働事業の提案を促進するため、各主体の連携を図るコーディネート機能の充実、ネットワーク構築につながる交流機会の提供を図ります。

具体的な取り組みの例

市民活動センターを拠点としたコーディネート機能、ネットワークの充実  
協働事業の立ち上げや継続に向けた支援

町内会活動の継続や充実に向けた支援

### 3 参加機会の提供

市民の持つ知識や経験、能力を公共サービスに生かせる機会や、市の施策等へ意見を反映する機会を増やし、多くの市民が参加できるような制度の構築とその周知に努めます。

具体的な取り組みの例

- 行政パートナー制度への参加促進
- まちづくり協議会等の開催
- パブリックコメントの実施

### 4 協働意識の醸成と人材育成

地域・市民活動をはじめ協働に係る各主体の活動を知ることが基本であるため、情報の周知や共有を図ります。

協働や地域・市民活動に係る講座や講演会などの学習の場を提供し、意識の向上や専門的知識の習得を促進します。

市職員に対しても地域・市民活動への参加を促進し、実践を通じた意識づくりを推進します。

具体的な取り組みの例

- 町内会活動やボランティア活動への積極的な参加の働きかけ
- 市民活動センターでの講座等の開催や発表機会の充実
- 協働推進に係る庁内関係部署による横断的な連絡・調整会議の開催

### 5 協働の検証、評価

今後の取り組みへつなげるために、市全体や市の協働の取り組みを検証、評価する機会を作ります。

具体的な取り組みの例

- 市民協働推進委員会による進捗の検証、評価
- 協働推進に係る庁内関係部署による進捗の自己検証、自己評価
- まちづくり活動支援補助金採択事業報告会における各団体の成果報告

## おわりに

協働のまちづくりが進むきっかけとなった阪神・淡路大震災以後、自分たちが自ら課題を解決しよう、助け合おうという姿勢は、日本全国に拡大し、その後の東日本大震災により、NPOなど市民活動団体の活動がますます盛んになってきました。

本市でも、地域や市民活動団体、大学や企業などのさまざまな取り組みが増えてきて、市民一人ひとりによるまちづくりがさらに進展していこうとしています。

私たち市民自らが意識を持って、ごく身近なところから行動していくことがまちづくりの基本であり、それは大きな力となっていきます。

この指針で市民全員の意識を再確認し、これからの取り組みを進めていきましょう。

## 室蘭市市民協働推進委員会の会議経過

- 第1回 平成27年4月22日(水) 9:00～  
委員長、副委員長の選出  
協働のまちづくり指針の改定について  
・スケジュール  
・これまでの取組について  
・協議の課題、基本的考え方と推進の方向性について
- 第2回 平成27年 6月27日(火) 10:00～  
協働のまちづくり指針の改定について
- 第3回 平成27年 7月23日(木) 10:00～  
協働のまちづくり指針の改定について  
・提言書(案)の検討  
・今後のスケジュール
- 第4回 平成27年 8月20日(木) (書面による会議)  
「協働のまちづくり指針」改定に当たっての提言について確認  
  
平成27年 8月21日(金)  
「協働のまちづくり指針」改定に当たっての提言を室蘭市長へ提出
- 第5回 平成27年 8月27日(木) (書面による会議)  
協働のまちづくり指針の改定について  
・提言後における指針内容の確認  
・今後のスケジュール
- 第6回 平成27年11月25日(水)  
協働のまちづくり指針の改定について  
・パブリックコメント結果及び指針最終案について

## 室蘭市市民協働推進委員会（名簿）

（敬称略）

区分	氏名	所属団体等	
委員長	須藤 秀紹	室蘭工業大学 准教授 （大学院しくみ情報系領域）	
副委員長	市村 恒士	室蘭工業大学 准教授 （大学院くらし環境系領域）	
委員	地域活動を行っている者	佐藤 貢	室蘭市町内会連合会副会長
	市民活動を行っている者	沼田 勇也	NPO法人 室蘭NPO 支援センター正会員
	企業等事業者 による団体関係者	松永 英樹	室蘭商工会議所副会頭
		山下 正純	室蘭商工会議所政策委員会 委員長
	その他市長が 認める者	塩越 裕美子	

## 協働のまちづくり指針【改定版】

発行日 平成 27 年 12 月

発行者 室蘭市生活環境部地域生活課

〒051-8511 室蘭市幸町 1 番 2 号

電話 25-2223 ファクス 24-7601

メールアドレス [kyodo@city.muroran.lg.jp](mailto:kyodo@city.muroran.lg.jp)